

届出診療員等に関するQ&A

申請手続き(記入の仕方)について		
Q.	申請書(様式1)や履歴書(本学指定様式)の連絡先は所属先、自宅、どちらを記入すればよいでしょうか?	記入の仕方
A.	どちらでも構いません。連絡のつきやすい方をご記入ください。	
Q.	誓約書(様式2)の所属・住所は勤務先、自宅、どちらを記入すればよいでしょうか?	記入の仕方
A.	どちらでも構いません。	
Q.	元号と西暦どちらの記入がよいでしょうか?	記入の仕方
A.	どちらでも構いません。	
Q.	4月より所属が変わるのですが、申請の際は新旧どちらの所属で記入すればよいでしょうか?	記入の仕方
A.	4月からの新しい所属先を記入して下さい。	
Q.	承諾書(様式3)の右上の印はどなたに頂けばよいでしょうか?	記入の仕方
A.	東大の常勤教職員(医学研究科・工学部等)→所属する学部・研究科長、 東大の大学院生→研究室の責任者の先生、 東大以外に本務先がある(届出研究員のみ)→所属部署の科長等にそれぞれ記入をお願いしていただければと思います。	
Q.	申請者自身がクリニックを営んでいる場合、承諾書(様式3)はどうすればよいでしょうか?	記入の仕方
A.	右上の欄はご自身でご記入、押印いただいて構いません。	
Q.	旧姓を使用している場合、他に提出すべき書類はありますか?	記入の仕方
A.	申請書の欄外等に法的姓および旧姓(使用されている姓)を分かるようにご記入いただければ問題ありません。	
申請手続き(書類等について)		
Q.	2年間従事することが決まっているのですが、それでも年度ごとに申請しなければならないのでしょうか?	書類等
A.	こちらの届出診療員等は年度毎に更新となりますので、1年目に新規での申請、2年目に更新での申請をお願いいたします。ただし2020年度の申請については制度が変わりますので、全員新規での申請をお願いいたします。	
Q.	申請書類は申請者からPDF(コピー)で送られてきたものでもよいでしょうか?	書類等
A.	押印欄、自署欄等がございますので、原本でのご提出をお願いいたします。	
Q.	現在東大病院で働いており、次年度から他院で勤務することとなったのですが、届出研究員もしくは病院診療医(出向)として籍を残す場合、履歴書や医師免許証などは必要でしょうか?	書類等
A.	ご提出をお願いいたします。なお、履歴書には次年度の勤務先は勤務見込みとしてご記入ください。	
Q.	抗体検査は提出しなければならないのでしょうか?	書類等
A.	ご提出いただけますようお願いいたします。なお、2019年度まで届出診療員等の身分があり、過去にご提出いただいたことがある場合は、以前ご提出いただきました写しで差し支えありません。	
Q.	承諾書(様式3)右上の所属名(本務先)は東大病院内での所属でしょうか?	書類等
A.	東大病院ではなく、東京大学他部局や他院・他施設でのご所属についてご記入、押印していただけますようお願いいたします。	

Q.	平成31年度も診療端末利用申請をしていたのですが、令和2年度の手続きにおいてはこちらも新規として申請するのでしょうか？	書類等
A.	診療端末利用申請に限っては、前年度まで診療端末をご使用だった場合、継続でのご申請をお願いいたします。	
Q.	4月より所属が変わるため、承諾書（様式3）が4月以降でないとおせません。どうしたらよいでしょうか？	書類等
A.	締切厳守ですので、ご提出が間に合わない場合は原則従事開始日を5月以降とすご申請をお願いいたします。申請書類が一式揃った状態でないと受理ができません。	
Q.	病院診療医（出向）について、住民票記載事項証明書の代わりに住民票を提出してもよろしいでしょうか？	書類等
A.	住民票のご提出でも差し支えありません。但し、マイナンバーが記載されていないものをお願いいたします。	
病院診療医(出向)について		
Q.	医師に限るものなのでしょうか？	病院診療医(出向)
A.	医師のみとなります。 診療を行わない身分であれば届出研究者として申請し、閲覧IDをご使用ください。	
Q.	経営者本人が本人に出向命令を出す形でも受理されますか？	病院診療医(出向)
A.	本人が院長等の役職があれば可能です。ただし、本務先が無い場合は、受理できません。	
Q.	病院診療医（出向）の対象は「本務先からの命令によるもので、本院からは給与等を支給しない在籍出向者」とありますが、「本務先からの命令」とはどのようなことを指すのでしょうか？	病院診療医(出向)
A.	具体的に明記している書類はございませんが、「出向者の診療技術の向上を図ることによる本務先の診療体制の充実への寄与する」ということをイメージしております。	
申請手続き(身分について)		
Q.	東大の大学院生でありながら他院にも所属し、本院で診療を行いたい場合はどの身分で申請すべきでしょうか？	身分
A.	他院に所属（本務先）がある場合は病院診療医（出向）で申請をお願いいたします。	
Q.	本学（医科学研究所など医学部附属病院以外も含む）の非常勤教職員（非常勤講師）で診療を行う場合、どの身分になるのでしょうか？	身分
A.	他院に所属（本務先）がある場合は病院診療医（出向）で申請をお願いいたします。本務先がない場合は雇用手続き（届出診療員等および病院診療医（出向）以外の身分）が必要となります。	
Q.	本学医学部に非常勤講師等の身分があり学生実習等により本院にも時々出入りがあるのですが、申請は必要でしょうか？	身分
A.	届出診療員等および病院診療医（出向）は本院にて診療または研究に従事する方を対象としたものですので、手続きの必要はありません。	

その他手続き(要望等)		
Q.	申請者が外国人のためe-learningの受講から外してほしいのですが。	その他
A.	原則として届出診療員等の身分であれば全員受講となっております。どうしても難しい場合は総合研修センターまでご相談ください。	
Q.	在職証明書がほしいのですが。	その他
A.	こちらでは在籍証明書の発行のみ承っております。また、認定医試験や医療資格取得の理由がある場合のみの発行となっております。	
Q.	令和2年度より病院診療医（出向）となられる先生は、新たに診療を行う医師研修を受講する必要はあるでしょうか？	その他
A.	前年度まで本院常勤職員および届出診療員、登録診療員だった先生についてはご受講いただく必要はございません。研修対象者については「新規に採用及び当院離職後1年以上経過して再度雇用された医療行為を行う医師」となっております。	
Q.	従事中止届の中止日は実際に辞める日、届を出す日、どちらを書けばよいでしょうか？	その他
A.	実際に辞める日付を記入して速やかに提出して下さい。	